

# さいたま市立学校給食センター運営委員会運営要領

(要旨)

第1条 この要領は、さいたま市立学校給食センター条例（平成13年5月1日条例第121号）及びさいたま市学校給食センター条例施行規則（平成13年5月1日教育委員会規則第25号）に定めるもののほか、さいたま市立学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事録の作成)

第2条 委員会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

2 委員会の議事録は、会長の承認を得て確定する。

(委員会の傍聴)

第3条 委員会の傍聴を希望する者は、会場で受付をし、係員の指示に従い会場に入室するものとする。

2 傍聴の受付は先着順で行い、5名になり次第受付を終了するものとする。

3 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 委員会開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。

(3) 会場において、飲食及び喫煙をしないこと。

(4) 会場において、会長の許可なく委員会の模様を撮影し、又は録音等を行わないこと。

(5) その他、会場の秩序を乱し、委員会の支障となる行為をしないこと。

4 傍聴者が前項の規定を守らないときには、会長は、これを制止し、その命令に従わないときには、これを退場させることができる。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成14年8月29日から施行する。